

福岡県大学・研究者後援会ニュース 120 号

発行：福岡県大学関係者・研究者日本共産党後援会 2024 年 10 月 9 日

事務局：〒812-0018 福岡市博多区住吉 5-6-14

ホームページアドレス <http://daigakukoen.org/>

石破新首相、論戦から逃げて解散・総選挙をもくろむ 総力を挙げて、政府与党を過半数割れに追い込もう！

石破首相は、総裁選では国会で全ての閣僚が出席して質疑を行う予算委員会を開催し、争点を明確にしてから解散・総選挙を行うと明言していたのにも **かかわらず**、総裁に選出されるや前言を翻して、10 月 9 日解散、27 日投開票と唱えだしました。

国会において予算委員会を開催し、裏金や統一教会問題を始めとして国民が重要と考える諸問題について議論を尽くし、争点を明確にして総選挙に臨むべきです。それにもかかわらず、新内閣発足直後の支持率の高まりを期待した利己的な判断でこのような暴挙に出ることは、国民を無視した一方的なやり方だと言いたいようがありません。

このような暴挙を打ち破り、政府与党を過半数割れに追い込むことを目指し、共産党を始めとした立憲野党の候補者が数多く当選できるように最大限の取り組みをしましょう。特に、九州・沖縄ブロックの比例名簿登載予定者、あかみね政賢（現・沖縄 1 区選出）、田村貴昭（現・比例代表選出）、まつざき真琴（新・鹿児島 2 区重複）の当選に向けて全力を挙げて頑張りましょう。

福岡県大学関係者・研究者日本共産党後援会

事務局長 堺英二郎



番号法改正のもつ意味

久留米大学法学部教授 小原清信

「個人情報保護」と「デジタル社会」の両方に関わる問題として、番号法(マイナンバー法)を取り上げてみる。この秋はマイナ保険証の問題から目が離せないが、ここでは 2023 年の番号法の改正について考えてみたい。

番号制度には、①フラットモデル(分野横断的に 1 つの番号を用いる)、②セパレートモデル(分野別に異なる番号を用いる)、③セクトラルモデル(行政機関は分野別に異なる番号を使用、国民は 1 つの番号を使用する)があり、番号法は③を採用している。最高裁 2023 年 3 月 9 日判決は、番号法を合憲と判断しており、最高裁は「個人情報が共通のデータベース等により一元管理されるものではなく、各行政機関等が個人情報を分散管理している」、「システム技術上、インターネットから切り離された行政専用の閉域ネットワーク内で、個人番号を推知し得ない機関ごとに異なる情報提供用個人識別符号を用いて特定個人情報の授受がされることとなっており、その通信が暗号化され、提供される特定個人情報自体も暗号化される」、「情報提供ネットワークシステムにおいても特定の個人を識別するための符号として個人番号が用いられていない」と述べている。

番号法の名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」だから、行政手続に関する法である。「手続の簡素化」、「本人確認の簡易な手段」(1 条)等で国民は利益を享受するが、番号法で利益を受けるのはまずは行政である。個人にとっては重要なマイナポータル(法令上は「情報提供等記録開示システム」)が、本文には規定がなく、附則にしか出てこないこともうなずける。

番号法は、行政機関による自由な個人番号の利用や「特定個人情報(個人番号をその内容に含む情報)」のやり取りを制限している。しかし、それに関して、2023 年の改正で重要な変更が加えられた。以下箇条書きする。

①理念規定(3 条)で、個人番号につき、「社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図る」から「社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野における利用の促進を図る」と改めて、3 分野限定を外した。

②9 条 1 項が定める「個人番号利用事務」の規定につき、従来の法定事務だけでなく「当該事務に準ずる事務・・として主務省令で定めるもの」を「準法定事務」として追

加した。これは法律を改正することなく、省令で、個人番号との紐づけを可能にする。(何が「準ずる」かについては政令で基準を定めることになっているが。)

③9条2項は、地方自治体における「個人番号利用事務」につき「福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税・・又は防災に関する事務その他これらに類する事務」としていたが「これらに類する」が削除され、「その他の事務」となった。

④19条は、特定個人情報の提供を制限し、これが許される場合を限定列挙する条文であるが、その8号では、従来の法定事項を「主務省令で定める」事項へと変更した。

ネット上には「利用範囲を拡大するための法改正が不要となったため、より速やかな情報連携の実現が期待」できると説明があるが、憲法41条の国会中心主義や、法律の留保原則との関係で問題だ。すでに、個人情報保護法の一元化と個人情報保護条例の消滅でデジタル社会化のスピードが上がっている。国家にとって個人番号制度はとても「魅力的」なものだ。国民は警戒心を緩めてはならない。



国際卓越研究大学を問う(2/2)

九州大学名誉教授 本庄春雄

〔改正国立大学法人法〕

ところが、昨年12月に成立した改正国立大学法人法では、国際卓越研究大学ではなく、7名以上の理事や大きな収入や収入定員の大規模大学(特定国立大学法人)に、文科大臣が承認する外部有識者を含む3名以上の委員と総長で構成される「合議体(運営方針会議)」を設置することになった。さらには、特定国立大学法人以外の大学でも、“希望すれば”「合議体」を設置することが可能となっている(準特定国立大学法人)。驚くべきことに、この様な決定がなされた経緯が不明で、文

科省は国会質疑では答弁不能であった。国大協が、極めて異例なことに、国会での法案審議中に声明を発表して懸念を表明したが、当然であろう。

安倍内閣以降、様々な重要政策が各省庁を超えて内閣府主導で行われているが、その決定プロセスが不明瞭で政策決定根拠の合理的説明に欠ける場合が多い。例えば、菅内閣での学術会議任命拒否問題はいまだに決着がついておらず、国は責任の所在を曖昧にしようとしている。10兆円ファンド政策や「合議体」設置が、大学本来の姿を豹変させるだけではなく、国や産業界の本来の目的さえも遂行できなかったとき、誰が、どこが、その責任を取るのだろうか。

[結び]

大学の使命は知の創造と継承にある。外部からの干渉を排除した自由な雰囲気の中で行われる教育・研究活動は、時間と空間を超えた共同・連携作業であり、その意味において、大学は時代、国家、社会体制を超えた人類共有の財産である(世界主義的視点)。一方、大学の設置、運営などが大きく行政、税金などに依存しているのを考慮すると、国家、国内企業、国民などの利益を無視する訳にはいかない(国家主義的視点)。結果として、あれこれの大学政策はこの両者のはざまで決定される。

国の科学技術力が国力の礎となっていて、そのことに大学の研究力が強く関与している。しかしながら、国の強い管理下に置かれて儲け至上主義に奔走させられる大学は、大学本来が持つ自由な空間での教育・研究活動から遠い。



林えいだいとありらん文庫（２）

記録作家 林えいだい記念ありらん文庫主宰

大分大学名誉教授 森川登美江

神主がいなくなったので小学４年生のえいだいが急遽、神主の代りを勤めることになり、母が父の装束を子ども用に仕立て直してくれ、所作は隣町の神主さんに習って、祝詞は母がフリガナをつけてくれたものを棒読みした。中学２年の夏休み、福岡の護国神社に一月泊まり込んで講習を受け、神主の資格を得た。記念写真に一人だけ半ズボンの少年が写っているが、神社側も事情を察し、特例として認めてくれたのでもあろうか。

寅司の死後は、逃亡して来た朝鮮人を見つけても水を飲ませたり、傷口に薬を塗ってやることくらいしかできなくて可哀そうだったと、えいだいは後々まで申し訳ながっていた。そういうことも朝鮮人の強制連行に情熱を注いだ一因になっていたようだ。

えいだいは中学に入るとよく朝鮮人部落へ遊びに行った。寅司に感謝していた朝鮮人たちはえいだいを家に呼んではホルモンを食べさせてくれたり、マッコリを飲ませてくれた。「俺が酒に強くなったのは中学時代から飲んでたせいかもしれない」と言っていた。彼らは酔うと苦労話をした。「俺の生涯を振り返れば本１００冊分にはなるだろう。でも口惜しいことに学校に行っていないから字が書けない。ぼんは頭がいいけん、代わって俺たちのことを書いてくれ」と頼まれた。そういうこともあって彼は書くことに興味を持ったようだ。

高校時代の彼は早稲田大学進学を目指して土方のアルバイトをしたり、お金がなくて帰郷できず日本に残った朝鮮人たちと一緒にタヌキ掘りをして学資を貯めた。北九州大学進学を希望した母を「仕送りするから」と説得して上京した。遠縁の叔父は「早稲田はアカ学校だ。慶応か国士館なら学費を出してやる」と言ってくれたが、どうしても早大に入りたいかった彼はそれを断って早大に入学した。東京で親しくなった仲間には、東京都知事になった青島幸男や、作曲家の中村八大、永六輔、五木寛之などがいた。坂本九の名曲「上を向いて歩こう」は、いつものように屋台で明け方まで飲んで帰る途中、誰かが「鼻をつまんで上を向いて走れ」と言った。その時、八大が「あっ！」と言って急いで下宿に帰り、作曲したのが「上を向いて歩こう」だった。八大は珍しくその頃、下宿にピアノを持っ

ていたのだそうだ。仲間たちはがやがや話ながら出来上がるのを待っていた。時々「どうだ？」と言って弾いてくれるのにみんなでああだ、こうだといちゃもんをつけたという。口笛が猛烈にうまかったえいはいは、頼まれて九と同じ舞台に立ち、口笛を吹いたこともあったそうだ。

在京時代はアルバイトの連続であまり授業には出なかったようだ。沖仲仕のバイトを3日連続ですると、ほんとに血の小便が出たそうだ。仲仕組合を作ろうとして暴力団に襲われ、腕を刺された。赤坂で検番をやって、夜な夜な政治家や企業主、時には労働組合の幹部まで出席して談合するのを見た。「政治は夜つくられる」と実感し、「俺は底辺の側に立つ人間だ」と考えたという。

アルバイトで、その時間は女湯が空になったと言われる「君の名は」の台本の下書きもやった。菊田一夫先生からは台本書きになるように勧められたそうだ。そんな関係で撮影所にもよく出入りしていて佐田啓二や岸恵子などにも可愛がられたそうだ。猛烈なイケメンだった彼に佐田は「えいはい君、学校なんか行って何になる、俳優になれ」と勧めたそうだ。「どうして断ったの？」と訊ねたら「俺、派手なのは苦手だから」と言っていたが、二枚目俳優のえいはいに銀幕でお目にかかれなかったのは惜しまれる。

会員の評論、随筆を募集します

「福岡県大学・研究者後援会ニュース」は、会員相互の交流のため政治評論やトピック等を掲載し、偶数月の初旬に発行しています。編集委員会としては多くの会員にまんべんなく登場していただけることを望んでいます。政治、経済、文化、学術等の評論や日々の生活にまつわる随想などを歓迎します。

締め切りは、奇数月の月末で、字数は一単位 800 字から 1200 字で、それより文字数が多ければ分割して掲載します。原稿は編集委員の貫橋宣夫にお届けください。メール： shimeha09@cap.bbq.jp

「ニュース」編集委員会